

農林水産委員会

農林水産調査室

I 所管事項の動向

1 農政改革等の展開方向

(1) 農政の展開方向

「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）（以下「基本法」という。）に基づき、新たな「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という。）が令和2（2020）年3月31日に閣議決定された。基本計画では、「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立することを基本的な方針としている。

他方、平成25（2013）年12月、農林水産業・地域の活力創造に向けた政策改革のグランドデザインとして「農林水産業・地域の活力創造プラン」（以下「活力創造プラン」という。）が策定された¹。活力創造プランは策定以来、累次の改訂が行われている。

また、政府においては、新しい資本主義の下、①食料安全保障の強化、②スマート農林水産業等による成長産業化²、③農林水産物・食品の輸出促進³、④農林水産業のグリーン化（みどりの食料システム戦略の実現）を農林水産政策の四本柱として展開するとしている⁴。

令和4（2022）年9月の第1回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において、岸田内閣総理大臣から、新しい資本主義の下、農林水産政策を転換していくため、全ての農政の根幹である基本法について、制定後約20年間で初めての法改正を見据え、関係閣僚連携の下、総合的な検証を行い、見直しを進めるよう発言があった⁵。同月、野村農林水産大臣は、食料・農業・農村政策審議会に対し、基本法の検証・見直し検討について諮問を行い、同審議会の下に基本法検証部会が設置された⁶。同部会では、令和4年10月から令和5（2023）年にかけて、テーマ別に有識者ヒアリング、施策の検証、意見交換等を実施するとともに、これらを踏まえた議論を行うこととされている⁷。また、令和4年12月の第3回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において、岸田内閣総理大臣から、基本法の改正案を令和5年度中に国会に提出することを視野に、令和5年6月を目途に食料・農業・農村政策の新たな展開方向を取りまとめるよう指示があった⁸。

¹ 内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官、農林水産大臣を副本部長とし、関係閣僚が参加する農林水産業・地域の活力創造本部において決定された。なお、同本部は、令和4（2022）年6月に「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」に改組された（農林水産省ウェブサイト「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」）。

² スマート農業については、145頁（6 スマート農業、eMAFF等によるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進）参照。

³ 144頁（5 5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出力強化）参照。

⁴ 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部「食料安全保障強化政策大綱」（2022.12.27）

⁵ 首相官邸ウェブサイト「第1回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 議事要旨」（2022.9.9）

⁶ 農林水産省ウェブサイト「第39回食料・農業・農村政策審議会 議事録」（2022.9.29）

⁷ 農林水産省ウェブサイト「食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会の今後の進め方について（案）」（第1回食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会（2022.10.18）配付資料）

⁸ 首相官邸ウェブサイト「第3回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 議事要旨」（2022.12.27）

(2) 農林水産業のグリーン化

国内外で重要性が高まっている気候変動等に適切に対応して、持続的な食料システムを構築することが急務とされている。このため、政府は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立の実現に向けて、令和3（2021）年5月に策定された「みどりの食料システム戦略⁹」（以下「みどり戦略」という。）に基づく取組を強力に推進していくとしている。

令和4（2022）年6月、みどり戦略に掲げる2050年の目指す姿の実現に向けて、中間目標として、新たにKPI 2030年目標が決定された。政府は、生産現場での環境負荷低減の取組の「見える化」を図るための実証を行い、普及を図ることとしている。

また、令和4（2022）年、第208回国会において、みどり戦略の実現に向けた基本理念を定めるとともに、環境負荷の低減に取り組む者の計画を認定し、認定を受けた者に対する支援措置を講ずる「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号）が成立した（同年7月1日施行）。

令和5年度当初予算（以下「R5当初予算」という。）及び令和4年度第2次補正予算（以下「R4二次補正予算」という。）では、みどり戦略の実現に向けて、農林水産業・食品産業の現場の需要を踏まえた新技術の開発・実証や改良研究、環境負荷の低減等に資する基盤的な技術開発、革新的な技術・生産体系の中長期的な研究開発の推進のほか、資材・エネルギーの調達から生産、流通、消費までの各段階に取り組むモデル的先進地区の創出とそれに向けた環境整備の支援等に必要な予算が計上されている。

(3) 食料安全保障

政府は、新しい資本主義の下での農林水産政策の新たな展開として、スマート農林水産業等による成長産業化、農林水産物・食品の輸出促進、農林水産業のグリーン化を推進してきたが、ロシアのウクライナ侵略等による食料安全保障上のリスクの高まりを受け、令和4（2022）年9月、第1回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において、新たに食料安全保障の強化を柱に加え、農林水産政策の四本柱として展開することとされた。

同年10月に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」では、海外依存度の高い農産物等の国内生産の拡大等により食料安全保障の強化を図ることとされた。

これを受け、R4二次補正予算では、「肥料の国産化・安定供給確保対策」（270億円）、「畑地化促進事業」（250億円）等の「食料安全保障の強化に向けた構造転換対策」に1,642億円が措置された。

同年12月には、第3回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において、上記のR4二次補正予算で措置された対策を中心に、食料安全保障の強化のための重点対策を位置付け、

⁹ みどり戦略では、令和32（2050）年までに目指す姿として、①農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現、②化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減、③化学肥料使用量の30%低減、④耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%に拡大等、14の数値目標が掲げられている。その実現に向けて、調達から生産、加工・流通、消費までの各段階での課題の解決に向けた行動変容、既存技術の普及、革新的な技術・生産体系の開発と社会実装を、時間軸をもって進めていくことが重要とされている（農林水産省「令和3年度食料・農業・農村白書」（2022.5.27）12頁）。

継続的に実施することとした「食料安全保障強化政策大綱¹⁰」が決定された。

なお、R 5 当初予算においても、食料安全保障の強化のための予算として 283 億円が計上されている。

(4) 物価高騰対策

ア 輸入小麦

ウクライナ情勢等の影響により輸入小麦の価格が高騰したことを受け、令和 4（2022）年 9 月、農林水産省は、輸入小麦の買付価格の急激な変動の影響を緩和するため、緊急措置として、令和 4 年 10 月期の政府売渡価格を前期（同年 4 月期）から据え置くとともに、次期（令和 5（2023）年 4 月期）については、通常 6 か月間の算定期間を 1 年間に延長して平準化することとした。

なお、R 5 当初予算及び R 4 二次補正予算では、食料安全保障の強化に向けた構造転換の観点から、国産小麦等の畑作物の本作化対策等に必要な予算が計上されている。

イ 肥料

世界的な穀物需要の増加や肥料原料の資源国であるロシアによるウクライナ侵略等の影響により肥料価格が高騰している。このような状況を受けて、令和 4（2022）年 7 月のコロナ等対策予備費により、化学肥料の 2 割低減の取組を行う農業者に対して肥料コスト上昇分の 7 割を支援する「肥料価格高騰対策事業」が創設され、788 億円が措置された。

また、R 5 当初予算及び R 4 二次補正予算では、堆肥や下水汚泥等の国内肥料資源の利用推進や化学肥料原料の備蓄等を支援する「肥料の国産化・安定供給確保対策」（R 5 当初 1 億円、R 4 二次補正 270 億円）が措置された。

ウ 飼料

ウクライナ情勢に伴うとうもろこし等の飼料原料価格の上昇等によって配合飼料価格が高騰しており、畜産・酪農経営を圧迫している。このため、配合飼料価格安定制度の基金へ、令和 3 年度補正予算（230 億円）、令和 4 年度一般予備費（435 億円）及び R 4 二次補正予算（103 億円）により積増しが行われた。

また、令和 4（2022）年 9 月にはコロナ等対策予備費により、生産コスト削減や飼料自給率向上に取り組む生産者へ補填金を交付する「飼料価格高騰緊急対策事業」が創設され、504 億円が措置された。

¹⁰ 食料安全保障強化政策大綱においては、食料安全保障の強化のための重点対策を中心に位置付けつつ、食料安全保障の強化のためには生産基盤が強固であることが前提となるため、スマート農林水産業の実装の加速化、農林水産物・食品の輸出促進の取組の加速化、みどり戦略の推進も主要施策として盛り込まれている。

2 国際貿易交渉への対応

世界的にEPA/FTA等の締結が進み、我が国においても、TPP11協定¹¹、日EU・EPA、日米貿易協定、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定等の大型のEPA/FTA等が相次いで発効した。TPP交渉への参加を決定した当時¹²、重要5品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物)をはじめとする農林水産物の関税撤廃・削減等による農林水産業への影響が懸念されたが、いずれの協定についても、政府は、我が国の農林水産業の再生産が引き続き可能となる国境措置が確保されたとしている¹³。

農林水産省の試算では、TPP11協定、日EU・EPA、日米貿易協定の関税削減等の影響で価格低下により農林水産物の生産額が減少する¹⁴ものの、国内対策により国内生産量は維持されると見込まれている。「総合的なTPP等関連政策大綱¹⁵」において、農林水産業の体質強化対策と重要5品目関連の経営安定対策が示されており、同大綱に基づく施策の実施のために、平成27(2015)年度以降、毎年度、補正予算が措置されている¹⁶。

また、協定発効後も必要に応じて見直しや新規加入の協議が行われており、日米貿易協定については、米国産牛肉のセーフガードの適用条件の修正を内容とする改正議定書が令和5(2023)年1月1日に発効した。TPP11協定については、6か国・地域¹⁷が加入申請をしており、英国とは加入交渉が行われている。

なお、米国の主導で進められているインド太平洋経済枠組み(IPEF)は、令和4(2022)

近年締結したEPA/FTA等

日豪EPA	平成27(2015)年1月発効
日・モンゴルEPA	平成28(2016)年6月発効
TPP11協定	平成30(2018)年12月発効
日EU・EPA	平成31(2019)年2月発効
日米貿易協定	令和2(2020)年1月発効
日英EPA	令和3(2021)年1月発効
地域的な包括的経済連携(RCEP)協定	令和4(2022)年1月発効

(出所) 政府資料を基に当室作成

¹¹ 正式名称は「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(英語表記は「Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership」)である。

¹² 我が国は、平成25(2013)年3月にTPP交渉への参加を決定した。平成28(2016)年2月にTPP協定への署名が行われたが、交渉を主導していた米国は、平成29(2017)年1月、トランプ政権発足後にTPPからの離脱を表明したため、米国以外の11か国は、交渉の上、平成30(2018)年3月にTPP11協定に署名した。令和4(2022)年7月時点で8か国においてTPP11協定が発効している。

¹³ 我が国の農林水産品の関税撤廃率について、TPP11協定及び日EU・EPAは82%、日米貿易協定は37%、RCEP協定においては、対ASEAN・豪州・NZで61%、対中国で56%、対韓国で49%である。

¹⁴ 農林水産物の生産減少額は、TPP11協定で約900～1,500億円(TPP協定の場合、約1,300～2,100億円)、日EU・EPAで約600～1,100億円、日米貿易協定で約600～1,100億円と試算されている。また、日米貿易協定とTPP11協定を合わせた生産減少額は、約1,200～2,000億円と試算されている。

¹⁵ 内閣総理大臣を本部長とする「TPP総合対策本部」(平成27(2015)年10月設置、平成29(2017)年7月に「TPP等総合対策本部」に改組。)は、TPPの効果を我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策等を明らかにするものとして、平成27(2015)年11月に「総合的なTPP関連政策大綱」を決定した。「総合的なTPP関連政策大綱」は、日EU・EPAの大枠合意及びTPP11協定の大筋合意を踏まえ、平成29(2017)年11月に「総合的なTPP等関連政策大綱」として改訂された。同大綱は、令和元(2019)年12月、令和2(2020)年12月にも改訂されている。

¹⁶ 補正予算で措置された額は、令和3(2021)年度までは3,100～3,500億円、令和4(2022)年度は2,700億円である。

¹⁷ 英国、中国、台湾、エクアドル、コスタリカ及びウルグアイが加入を正式に申請している。

年9月の閣僚会合で交渉開始が宣言された。同会合の貿易分野の閣僚声明¹⁸において、食料安全保障や持続可能な農業生産を推進すること等が言及されているものの、農林水産物の関税削減は交渉の対象とはされていない。

3 水田フル活用と経営所得安定対策等

(1) 水田フル活用の推進

主食用米の需要量が年間10万t程度減少している中、各産地における消費者ニーズに応じた米生産とともに、需要のある麦・大豆等を生産する産地を形成していくことが重要とされている。そのため、農林水産省では、産地・生産者が中心となって需要に応じた生産・販売を行う米政策の着実な推進に向け、安定取引の推進、作付転換の支援等のほか、米の販売進捗、在庫・価格等の情報提供を実施している。

令和4（2022）年産の主食用米の作付面積は、全国で前年産に比べて5.2万ha減少の125.1万haとなり、需給や価格の安定のために必要とされていた3.9万haを上回る作付転換となった。全国の作況指数は100となり、主食用米の収穫量は、国の需給見通しにおける生産量（675万t）を下回る670.1万t（前年産比4.4%減少）となることが見込まれている。

R5当初予算及びR4二次補正予算では、水田農業での麦・大豆等の本作化への支援、高収益作物の導入・定着への計画的・一体的な支援等により、需要に応じた生産を総合的に推進するために必要な予算のほか、食料安全保障の強化に向けた構造転換の観点から、畑作物の本作化や米粉の利用拡大支援等に必要な予算が計上されている。

(2) 経営所得安定対策等の着実な実施

米穀、麦、大豆等の重要な農産物を生産する農業の担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対する経営所得安定対策として、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」（平成18年法律第88号）に基づき、「畑作物の直接支払交付金¹⁹」（ゲタ対策）及び「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金²⁰」（ナラシ対策）が交付されており、R5当初予算においても所要額²¹が計上されている。

¹⁸ 令和4（2022）年9月8～9日に開催された閣僚会合では、貿易、サプライチェーン、クリーン経済及び公正な経済の4分野についての閣僚声明が採択された。

¹⁹ 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）：諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物（麦、大豆、てんさい、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）を生産する農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付するもの（農林水産省ウェブサイト「経営所得安定対策（令和5年度予算概算決定の概要）」）。

²⁰ 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）：農業収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和するため、米、麦、大豆、てんさい、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が過去の平均収入である標準的収入額（最近5年のうち、最高・最低を除く3年の平均）を下回った場合に、その差額の9割を対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から補填するもの（農林水産省ウェブサイト「経営所得安定対策（令和5年度予算概算決定の概要）」）。

²¹ ゲタ対策に1,984億円、ナラシ対策に528億円がそれぞれ所要額として計上されている。

他方、平成 31 (2019) 年 1 月から新たに導入された収入保険²²と見直し後の農業共済²³が実施されている。R 5 当初予算では、これらの農業保険の実施と収入保険への加入促進等を支援するため「収入保険制度の実施」に 306 億円 (前年度 184 億円) が計上されている。

収入保険の加入数は、令和 4 (2022) 年 11 月末時点で約 7.9 万経営体と農業所得者の青色申告者数 (令和 2 (2020) 年 : 約 35.3 万経営体) の 22.3%となっている。また、「農業災害補償法の一部を改正する法律²⁴」(平成 27 年法律第 74 号) の施行後 4 年を迎えた令和 4 (2022) 年には、収入保険について、保険制度として持続的な制度運営を図る観点も踏まえ、制度の拡充が行われた²⁵。

4 生産基盤の強化

(1) 畜産・酪農の生産基盤の強化

畜産は我が国農業の基幹部門の一つであり、令和 2 (2020) 年では、農業総産出額の約 36% を占めている。令和 4 (2022) 年における総飼養戸数は全ての畜種で前年より減少している一方、1 戸当たりの飼養頭羽数は全ての畜種において増加し、大規模化が進展している。特に、肉用牛及び酪農については、基本計画や「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」等において増頭・増産を推進することとされており、同年の飼養頭数は肉用牛で前年比約 0.3%増の約 261 万頭、乳用牛で前年比約 1.1%増の約 137 万頭²⁶となっている。

畜産・酪農の生産基盤の強化の取組については、繁殖雌牛の増頭に資する C B S²⁷や C S²⁸ の活用、I C T²⁹等の新技術を活用した発情発見装置や分べん監視装置等の機械装置の導

²² 収入保険 : 平成 30 (2018) 年 4 月に改正された「農業保険法」(昭和 22 年法律第 185 号) の下、農業経営全体を対象とした新たなセーフティネットとして、青色申告を行っている農業者を対象に導入され、平成 31 (2019) 年 1 月から運用開始されている。保険料の掛金率が 1%程度で、基準収入の 8 割以上の収入が補償され、米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ等、原則として全ての農産物を対象に、自然災害だけでなく、価格低下など農業経営上のリスクを幅広く補償するもの (農林水産省「平成 30 年度食料・農業・農村白書」(2019.5.28) 167 頁)。

²³ 農業共済 : 農業保険法に基づき、自然災害等による被害の程度を外見で確認できる品目を対象として、収量減少等を補償するもの。農業者の負担軽減の観点から、共済掛金率を危険段階別に設定する方式の義務化、米、麦を対象とした農作物共済の当然加入制の廃止などの見直しが行われた (農林水産省「平成 30 年度食料・農業・農村白書」(2019.5.28) 167 頁)。

²⁴ 平成 30 (2018) 年 4 月 1 日施行。同法附則第 14 条において、政府は、同法の施行後 4 年を目途として、農業保険の制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、所用の措置を講ずることとする規定されている。

²⁵ 具体的には、次の①～③について令和 6 (2024) 年加入者から実施できるよう検討を進めるとともに、④については令和 5 (2023) 年から実施することとされた。

①甚大な気象災害による影響を緩和する特例

②青色申告 1 年分のみでの加入

③保険のみで 9 割まで補償する新たなタイプの創設

④野菜価格安定制度との同時利用の延長

²⁶ 我が国酪農について、生乳の需給ギャップの早期の解消が課題となっているため、R 4 二次補正予算において、生産者が早期に経産牛のリタイアをさせ、一定期間、生乳の生産抑制に取り組む場合等の支援を行う生乳需給改善対策に 57 億円が措置された。

²⁷ C B S : Cattle Breeding Station の略で、繁殖経営で多くの時間を費やす繁殖雌牛の分べん・種付けや子牛の哺育を集約的に行う組織 (農林水産省「畜産・酪農用語集」(2022.2.3) 19 頁)。

²⁸ C S : Cattle Station の略で、繁殖経営で生産された子牛の哺育・育成を集約的に行う組織であり、繁殖雌牛の預託を行う場合がある (農林水産省「畜産・酪農用語集」(2022.2.3) 19 頁)。

²⁹ I C T : Information and Communication Technology の略で、情報や通信に関する技術の総称 (農林水産

入等の取組が推進されている。

R 5 当初予算及びR 4 二次補正予算では、国産飼料の生産・供給などの取組を支援する「飼料自給率向上総合緊急対策」に120 億円（R 4 二次補正）、「畜産クラスター³⁰事業」に555 億円（R 4 二次補正）、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）や加工原料乳生産者補給金等により畜産・酪農経営の安定を支援する「畜産・酪農経営安定対策」に2,265 億円（所要額）（R 5 当初）等が計上されている。

(2) 農業の持続性の確保に向けた生産基盤の強化

園芸作物（野菜・果樹・花き）等については、活力創造プラン等において、加工食品や外食・中食向け原料の国産への切替え及び輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応するため、生産体制を一層強化することが必要とされている。また、中長期的な目標として、みどり戦略³¹において、化学農薬・化学肥料の低減や有機農業の取組面積の拡大に取り組むこととされている。

これらを踏まえ、R 5 当初予算及びR 4 二次補正予算では、園芸作物等の国産シェアの拡大や収益力強化に計画的に取り組む産地を総合的に支援する「産地生産基盤パワーアップ事業」に306 億円（R 4 二次補正）、野菜、果樹、花き、茶・薬用作物等の持続的な生産基盤強化に向けた取組を総合的に支援する「持続的生産強化対策事業」に160 億円（R 5 当初）、産地の収益力強化に向けた基幹施設の整備やみどり戦略の推進に必要な施設の整備等を支援する「強い農業づくり総合支援交付金」に121 億円（R 5 当初）、化学農薬・化学肥料を原則5割以上低減する取組等を支援する「環境保全型農業直接支払交付金」に27 億円（R 5 当初）等が計上されている。

省「令和3年度食料・農業・農村白書」（2022.5.27）262頁）。

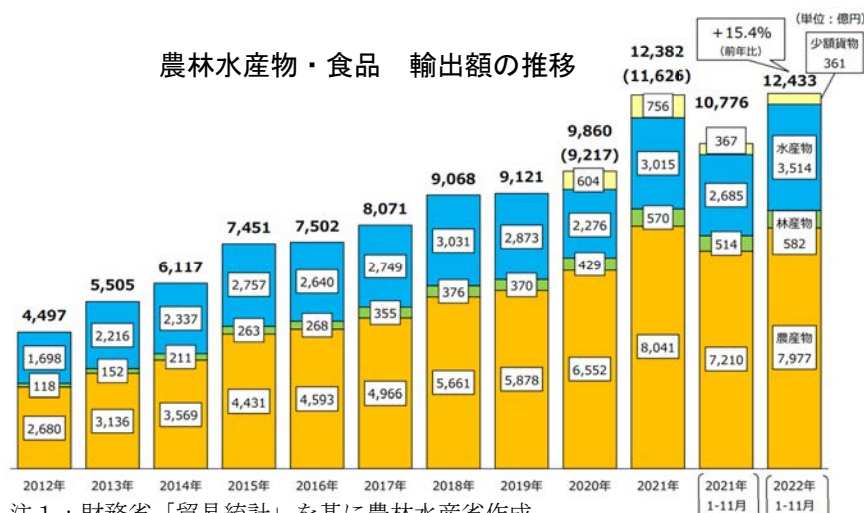
³⁰ 畜産クラスター：畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）がクラスター（ぶどうの房）のように、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組（農林水産省「畜産・酪農用語集」（2022.2.3）11頁）。

³¹ 138頁（1（2）農林水産業のグリーン化）参照。

5 5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出力強化

(1) 「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」及び「農林水産物・食品の輸出力拡大実行戦略」

農林水産物・食品の輸出額については、基本計画等において、令和7（2025）年に2兆円、令和12（2030）年に5兆円とする目標が掲げられている。令和4（2022）年1－11月の輸出額は、前年同期比で1.3%増の1兆1,218億円（少額貨物³²を含む。）である。



「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律³³」（令和元年法律第57号）に基づき設置された農林水産物・食品輸出本部³⁴が策定する基本方針・実行計画³⁵や、「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」が策定する「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」により、農林水産物・食品の輸出促進に係る施策が展開されている。

令和4（2022）年、第208回国会において、輸出先国での需要の開拓等の業務を行う品目団体の認定制度の創設、輸出事業計画の認定を受けた者に対する金融上の措置の拡充、日本農林規格の制定対象への有機酒類の追加等を内容とする「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第49号）が成立した（同年10月1日施行）。

R5当初予算及びR4二次補正予算では、輸出支援プラットフォーム³⁶による輸出先国での支援体制の強化、品目団体の取組強化、輸出産地・事業者の育成、輸出向けのHAC

³² 少額貨物：輸出入申告の際、1品目20万円以下の貨物に関しては「貿易統計」に計上されておらず、別途調査を行っている（1-6月、7-12月の年2回集計）。（農林水産省「農林水産物・食品の輸出促進について」2023年1月）

³³ 令和元（2019）年11月に成立し、令和2（2020）年4月1日に施行された。輸出先国による食品安全規制等に対応するため、輸出先国との協議等について、政府一体となって取り組むための体制整備等を内容とする。

³⁴ 農林水産大臣を本部長とし、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び復興大臣を本部員とする。

³⁵ 「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」は、農林水産物及び食品の輸出を促進するための施策に関する基本的な方向等を、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」は、輸出先国・地域との協議や輸出を円滑化するための措置（施設認定など）とそのスケジュールを定める。

³⁶ 主要な輸出先国・地域において、輸出事業者を専門的かつ継続的に支援（現地流通やニーズの把握、商流の新規開拓等）するために設立され、在外公館、JETRO海外事務所等を主な構成員としている。これまでに、米国（ロサンゼルス、ニューヨーク）、タイ（バンコク）、シンガポール、EU（パリ）、ベトナム（ホーチミン）、香港で設立された（令和4（2022）年9月時点）。

C P³⁷等に対応した施設改修の支援等に必要な予算（R 5 当初 109 億円、R 4 二次補正 426 億円）が計上されている。

(2) 知的財産の流出防止及び活用

農林水産物・食品の信頼性や価値の維持・向上を図り、国際市場における競争力を強化するために、品種登録制度³⁸や地理的表示（G I³⁹）保護制度等の知的財産制度を適切に活用することが必要とされている。

R 5 当初予算では、地理的表示保護・活用総合推進事業として1億円が、また、育成者権管理機関が育成者権者に代わり育成者権の適切な管理を実施するための取組や育成者権者等による海外品種登録出願等について支援するため5億円が計上されている。

6 スマート農業、eMAFF等によるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

(1) スマート農業の推進

担い手不足や高齢化が進展する我が国においては、生産性の向上と持続性の両立を図るために、ロボット、AI⁴⁰、IoT⁴¹、ドローン等の先端技術を活用した「スマート農業」の推進が必要となっている。

農林水産省では令和元（2019）年度から「スマート農業」を生産現場に導入・分析・情報発信を行う「スマート農業実証プロジェクト」を実施してきたところ、経営効果の高いスマート農業の取組を実践できる技術力やノウハウを有する人材を持つ地域・産地が少ない等の課題が明らかになった。

このような状況を踏まえ、令和4（2022）年6月に農林水産省・地域の活力創造本部において岸田内閣総理大臣から「スマートサポートチーム⁴²」の創設等により、デジタル実装

³⁷ HACCP：Hazard Analysis and Critical Control Point の略で、危害要因分析及び重要管理点のこと。原料受入れから最終製品までの各工程で、微生物による汚染、金属の混入等の危害の要因を予測（危害要因分析：Hazard Analysis）した上で、危害の防止につながる特に重要な工程（重要管理点：Critical Control Point、例えば加熱・殺菌、金属探知機による異物の検出等の工程）を継続的に監視・記録する工程管理のシステムである（農林水産省「令和3年度食料・農業・農村白書」（2022.5.27）262頁）。

³⁸ 我が国では、植物新品種について、「種苗法」（平成10年法律第83号）に基づき品種登録を行うことで知的財産（育成者権）として保護している。同法は令和2（2020）年に改正され、出願時における輸出先国及び国内栽培地域の指定、登録品種の表示義務化などに関する規定が令和3（2021）年4月1日に、登録品種の自家増殖は許諾に基づき行うための見直し、育成者権を活用しやすくするための規定が令和4（2022）年4月1日に施行された。

³⁹ G I：Geographical Indication の略で、地理的表示（地域ならではの特徴的な製品の名称）のこと。我が国では、地理的表示について「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（平成26年法律第84号）に基づき、知的財産として保護している。

⁴⁰ AI：Artificial Intelligence の略で人工知能のこと。学習・推論・判断といった人間の知能の持つ機能を備えたコンピュータシステム（農林水産省「令和3年度食料・農業・農村白書」（2022.5.27）261頁）。

⁴¹ IoT：Internet of Things の略でモノのインターネットのこと。世の中に存在する様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りして、自動認識や自動制御、遠隔操作などを行うこと（農林水産省「令和3年度食料・農業・農村白書」（2022.5.27）262頁）。

⁴² スマート農業を実践する農業者や農業支援サービス事業者、民間企業、研究機関、大学の有識者等から構成され、産地の課題を踏まえたスマート農業の実地指導支援を行うとされる。地域の農業・食品産業技術総合研究機構（全国5か所）を拠点とし、全国の実証地区とも連携した体系的な人材育成とデータ活用を推進しているとされている。

を点から面に拡大することが指示された。

これを受け、同月、農林水産省は、現場実装の加速化に向けた施策をまとめた「スマート農業推進総合パッケージ」（令和2（2020）年10月策定）を改訂し、①スマート農業の実証・分析、②導入コスト低減に向けた農業支援サービスの育成・普及、③更なる技術の開発等、④技術対応力・人材創出の強化、⑤実践環境の整備、⑥海外への展開等に総合的に取り組んでいくこととしている。

R5当初予算及びR4二次補正予算では、これらの取組を推進するため、必要な予算が計上されている⁴³。

（2）eMAFF等による行政手続の抜本的効率化

農林漁業者の高齢化や労働力不足等の課題がある中で、担い手が経営に集中できる環境を整備するため、DX⁴⁴の推進が重要とされている。

農林水産省が所管する行政手続の申請をオンラインで行えるようにするため、令和3（2021）年度から「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」の本格的な運用が開始されており、令和4（2022）年度中に全ての手続のオンライン申請が可能となる予定とされている。また、現場の農地情報を統合し、農地の利用状況の現地確認等の抜本的な効率化・省力化を図るための「農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）」の開発が進められている。

R5当初予算及びR4二次補正予算では、「eMAFF、eMAFF地図による行政手続の抜本的効率化」に必要な予算（R5当初38億円（デジタル庁計上）、R4二次補正31億円（デジタル庁計上））が計上されている。

7 家畜伝染病の発生予防対策等の強化と食の安全確保

将来にわたり安全な食料の安定供給を確保していくために、国民の健康の保護を最優先としつつ、農場から食卓までの食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なりリスク管理の取組や、家畜の伝染性疾病及び植物の病害虫の発生予防・まん延防止による食料の安定供給体制の整備を実施していく必要がある。

⁴³ 「スマート農業の総合推進対策」（R5当初12億円）や、「スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト」（R4二次補正44億円）等が計上されている。

⁴⁴ DX（デジタルトランスフォーメーション）：Digital Transformationの略で、データやデジタル技術を駆使して、顧客や社会のニーズを基に、経営や事業・業務、政策の在り方、生活や働き方、さらには、組織風土や発想の仕方を変革すること。DXのXは、Transformation（変革）のTrans(X)に当たり、“超えて”等を意味する（農林水産省「令和3年度食料・農業・農村白書」（2022.5.27）262頁）。

近年、国内では豚熱⁴⁵や高病原性鳥インフルエンザ⁴⁶が発生し、また、アジア諸国ではアフリカ豚熱⁴⁷や口蹄疫⁴⁸が頻繁に発生している。家畜の伝染性疾病については、「家畜伝染病予防法」（昭和26年法律第166号）に基づき、発生予防措置、発生時のまん延防止措置（殺処分、移動制限等）、輸出入検疫が行われている。同法の令和2（2020）年改正により水際検疫体制が強化されているが、生産段階における発生予防のためには、飼養衛生管理基準の遵守の徹底が重要であり、国及び都道府県の連携の下、家畜所有者に対する指導が計画的に行われている。

豚熱については、平成30（2018）年9月から令和4（2022）年11月までに18都県85事例⁴⁹の発生が確認されており、発生農場において35万頭の殺処分等の防疫措置が行われてきた。豚熱対策として、養豚場周辺における防護柵の設置、飼養豚への予防的ワクチン接種のほか、野生イノシシの捕獲の強化、経口ワクチンの散布が行われている。高病原性鳥インフルエンザについては、令和4（2022）年度のシーズンにおいて令和5（2023）年1月13日までに23道県59事例での発生が確認されている（殺処分対象羽数：約1,102万羽）。

植物の病害虫の侵入・まん延防止については、「植物防疫法」（昭和25年法律第151号）に基づき、輸出入検疫、国内検疫及び国内防除が行われている。令和4（2022）年、第208回国会において、近年の有用な植物を害する病害虫の国内外における発生の状況に対応して植物防疫を的確に実施するため、同法が改正され、有害動植物の国内への侵入状況等に関する調査事業の実施、緊急防除の迅速化、発生予防を含めた防除に関する農業者への勧告及び命令等を行う制度の導入、植物防疫官の検査等に係る対象及び権限の拡充等が措置された（令和5（2023）年4月1日施行）。

R5当初予算及びR4二次補正予算では、家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止等

⁴⁵ 豚熱：豚熱ウイルスの感染による豚やイノシシの伝染病。致死性や伝播性が高い。ウイルスは唾液、鼻水、糞尿、血液、筋肉、内臓等に含まれるため、感染豚や汚染物品等との接触のほか、感染豚等由来の精肉や加工品を介して感染が拡大する。

⁴⁶ 高病原性鳥インフルエンザ：鳥インフルエンザのうち、家きんを高い確率で致死させるもの。家きんがこのウイルスに感染すると、神経症状、呼吸器症状、消化器症状等全身症状を起こし、大量に死ぬ（「令和3年度食料・農業・農村白書」（2022.5.27）257頁）。我が国では平成16（2004）年以降断続的に発生している。令和2（2020）年度のシーズンは18県52事例（殺処分羽数：約987万羽）、令和3（2021）年度のシーズン（令和3年11月～令和4（2022）年5月）は12道県25事例（殺処分羽数：約189万羽）が発生した（農林水産省ウェブサイト「鳥インフルエンザに関する情報」）。

⁴⁷ アフリカ豚熱：アフリカ豚熱ウイルスの感染による豚やイノシシの伝染病。致死性や伝播性が高い。発熱や全身の出血性病変を特徴とする。感染豚等由来の精肉や加工品を介する感染のほか、感染豚等との接触による口、鼻、傷又は人の衣服や車両からの感染、ダニを介する感染など感染経路は多岐にわたる。豚熱とは別の病気であり、我が国では、これまで本病の発生は確認されていない。

⁴⁸ 口蹄疫：口蹄疫ウイルスの感染による牛、豚、イノシシなどの伝染病。口腔、蹄等での水泡形成と発熱が特徴的な症状である。成長した家畜の死亡率は低いものの、発病後の発育障害等により、産業動物としての価値を失う。我が国では平成22（2010）年4月から7月にかけて発生したが、以後、清浄化し、現在に至るまで発生していない。

⁴⁹ 岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県及び東京都の18都県。発生農場とその関連農場を併せて1例として数えており、関連農場を含めると、大阪府、岩手県、千葉県及び静岡県も発生している。なお、野生イノシシについては、本州及び四国の計32都府県で豚熱の陽性事例が確認されている（令和4（2022）年12月14日時点）。

のための「家畜衛生等総合対策」（R 5 当初 85 億円、R 4 二次補正 56 億円）、家畜の伝染性疾病や農作物の安定生産に影響のある病害虫の発生予防・まん延防止及び国産農畜水産物の安全性の向上等に係る都道府県の取組を支援するための「消費・安全対策交付金」（R 5 当初 20 億円、R 4 二次補正 13 億円）等が計上されている。

8 農地の効率的な利用と人の確保・育成、農業農村整備等

(1) 農地中間管理機構による農地集積・集約化

我が国では、高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が更に加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されている。今後、農業の成長産業化や所得の増大を進めていくためには、生産基盤である農地について、持続性をもって最大限利用されるよう、人・農地及びその関連施策を検討していくことが求められている。

このため、平成 24（2012）年から、集落や地域における農業者の徹底した話し合いを通じて、今後の中心となる経営体と、その経営体への農地の集積方法や、地域農業の在り方等を定めた「人・農地プラン⁵⁰」の作成等の取組が進められてきた。

また、平成 25（2013）年、活力創造プランにおいて、担い手への農地の集積率を令和 5（2023）年度までに 8 割に引き上げる目標が設定された。平成 26（2014）年からは、都道府県段階に整備された農地中間管理機構⁵¹がリース方式を中心とする農地の集積・集約化を開始し、取組を進めてきたが、令和 3（2021）年度の担い手への農地集積率は 58.9%にとどまっている。

これらを受けて、令和 4（2022）年、第 208 回国会において、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 56 号）が成立した（令和 5（2023）年 4 月 1 日施行）。同法では、人・農地プランの法定化として、基本構想を作成している市町村が、農業者、農業委員会、農地中間管理機構等の関係者の話し合いを踏まえて、将来の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画を策定することとされた⁵²。また、地域計画に基づく農地中間管理機構を活用した農地の集約化等の推進等が定められた。

(2) 多様な人材の確保・育成

令和 4（2022）年、第 208 回国会において成立した農業経営基盤強化促進法等の改正法では、(1) に記述した地域計画の策定等に加えて、農業を担う者の確保及び育成を図るた

⁵⁰ 人・農地プラン：農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、アンケートの実施、アンケート調査や話し合いを通じて地図による現況把握を行った上で、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成することにより、人・農地プランの実質化が図られてきた（農林水産省ウェブサイト「実質化された人・農地プラン」）。

⁵¹ 農地中間管理機構：「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 101 号）に基づき、「信頼できる農地の中間的受け皿」として、平成 26（2014）年度に全都道府県に設置された公的機関（農林水産省ウェブサイト「農地中間管理機構」）。

⁵² 地域計画においては、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、地図（目標地図）に表示するものとし、農業委員会はその素案を作成するものとされた。

めの都道府県の体制整備等の人の確保・育成に係る措置が講じられた。

R 5 当初予算及びR 4 二次補正予算では、都道府県による農業経営・就農支援センター⁵³の整備等を支援する「農業経営・就農支援体制整備推進事業」（R 5 当初 5 億円）のほか、「新規就農者育成総合対策」（R 5 当初 192 億円、R 4 二次補正 26 億円⁵⁴）、「農業労働力確保支援事業」（R 5 当初 0.9 億円、R 4 二次補正 7 億円⁵⁵）等に必要な予算が計上されている。

(3) 競争力強化・国土強靱化に資する農業農村整備の計画的な推進

我が国の農業の競争力を強化し成長産業とするためには、農業生産基盤を整備するとともに、国土強靱化の観点から農村の防災・減災対策を効果的に行うことが重要とされている。

R 5 当初予算及びR 4 二次補正予算では、農地の大区画化・汎用化、農業水利施設の適切な更新・長寿命化等を推進する「農業農村整備事業」及び地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援する「農山漁村地域整備交付金」の公共事業費等に計 6,134 億円⁵⁶が計上されている。

(4) 農地法制の在り方に関する研究会の開催

農林水産省においては、現下の農地をめぐる情勢が著しく変化している中、今後の農地法制の在り方について具体的な検討を進めるため、令和 4（2022）年 12 月 12 日から「農地法制の在り方に関する研究会」が開催されている⁵⁷。同研究会は、次のテーマについて、おおむね月 1 回程度のペースで有識者ヒアリング及び意見交換を実施することとしている。

- ① 農用地等の確保に関する国の関与の在り方及び食料安保の観点に立ったゾーニングの在り方
- ② 農地の適正利用強化策の在り方（農地の権利取得規制、営農型太陽光発電等）
- ③ 担い手の 6 次産業化、川下等との連携強化の支援策

9 農山漁村の活性化

(1) デジタル技術や地域資源を活用した農山漁村の課題解決

農山漁村においては、人口の減少・高齢化、社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市部では、農山漁村の価値が再認

⁵³ データベースを活用した就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導などを行うこととされている。

⁵⁴ R 4 二次補正予算においては「新規就農者確保緊急対策」として計上されている。

⁵⁵ R 4 二次補正予算においては「農業労働力確保緊急支援事業」として計上されている。

⁵⁶ 農業農村整備事業＜公共＞（R 5 当初 3,323 億円、R 4 二次補正 1,677 億円）、農山漁村地域整備交付金＜公共＞のうち農業農村整備分（R 5 当初 591 億円）、非公共の農業農村整備関連事業（農地耕作条件改善事業、畑作等促進整備事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、農山漁村振興交付金）（R 5 当初 543 億円）の合計額である。

⁵⁷ 農地制度やこれらの問題に精通した有識者等の意見を幅広く聴取することを目的として、経営局長の下、非公開にて開催されている。

識されている。こうした中、基幹産業である農林水産業を軸として、地域資源やデジタル技術を活用することにより、地域の様々な課題の解決や地域の活性化につなげる取組を後押しすることが重要とされている⁵⁸。

R 5 当初予算及びR 4 二次補正予算では、地域資源を活用した計画の策定や各種取組の実践、デジタル技術を活用した課題解決を支援する「農山漁村振興交付金」（R 5 当初91億円、R 4 二次補正14億円）、集落排水施設や農道の再編、強靱化、高度化等の定住条件の整備を支援する「農業農村整備事業」＜公共＞（R 5 当初3,323億円）等が計上されている。

(2) 日本型直接支払の実施

農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する日本型直接支払（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）が、従来からの対策をベースとして平成26（2014）年度に開始され、平成27（2015）年4月からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成26年法律第78号）に基づいて実施されている。R 5 当初予算では、日本型直接支払の実施に774億円が計上されている。

(3) 鳥獣被害防止対策等

令和3（2021）年度における野生鳥獣による農作物被害額は155億円となっており、被害金額は依然として高い水準にあるとされる。野生鳥獣による被害は、営農意欲の減退や耕作放棄・離農の増加をもたらすなど、被害額として数字に現れる以上に農山村に深刻な影響を及ぼしている。そのため、R 5 当初予算及びR 4 二次補正予算では、被害対策に係るICT活用の定着に向けた取組の推進といった鳥獣の捕獲等の強化やジビエ利用拡大への取組等を支援する「鳥獣被害防止対策とジビエ利用の推進」（R 5 当初97億円、R 4 二次補正37億円）が計上されている。

(4) 中山間地域等の活性化

中山間地域は、食料の安定供給の機能や多面的機能の発揮の観点から重要な地域であるが、条件不利性や鳥獣被害の増加など厳しい状況にある。そのため、R 5 当初予算及びR 4 二次補正予算では、中山間地域の多様な取組を総合的に支援する「中山間地農業ルネッサンス事業」＜一部公共＞（R 5 当初407億円）、「棚田地域振興法」（令和元年法律第42号）に基づく棚田の保全・振興に向けたモデル的な取組等を支援する「棚田地域の振興⁵⁹」等に必要予算が計上されている。

⁵⁸ 特に中山間地域等は、農業の効率性や生活サービス等の面で様々な課題を抱えている一方、農業生産では重要な役割を果たしており、その豊かな自然や魅力ある地域資源等は新たな付加価値を生み出す大きな可能性を秘めているとされている。このため、上記のような取組を意欲的に行う地域を「デジ活」中山間地域として、関係府省連携して後押ししていくことが、「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4（2022）年6月閣議決定）において提示された。

⁵⁹ R 5 当初予算において、「農山漁村振興交付金」（91億円）及び「中山間地域等直接支払交付金」（261億円）のそれぞれ内数が計上されている。

10 カーボンニュートラル実現に向けた森林・林業・木材産業によるグリーン成長

(1) 森林・林業・木材産業をめぐる情勢

我が国の国土の3分の2を占める森林は、国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、木材の生産等の多面的機能を有している。中でも、近年、山地災害防止機能の重要性が増しており、また、SDGsの考え方が広がり、我が国の社会経済全体の持続性を高めていくことへの関心も高まっている。森林の多面的機能を継続的に発揮させ、SDGsへの関心に応えていくためには、国内の豊富な森林資源を「伐って、使って、植える」という形で循環利用することが重要になっている。特に、地球温暖化防止に関しては、政府が令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言しており、間伐等の適切な森林整備による二酸化炭素吸収量の確保、木材の利用拡大や木質バイオマスエネルギーの活用を通じた二酸化炭素排出量削減等への貢献が期待されている。

このような中、令和3(2021)年6月15日に閣議決定された新たな森林・林業基本計画においては、新技術を活用した「新しい林業」の展開や、木材産業の競争力の強化などに取り組むこととされ、再造林等により森林の適正な管理を図りながら、森林資源の持続的な利用を一層推進して引き続き成長産業化に取り組むことにより、2050年カーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していくこととされた。

他方、令和3(2021)年3月頃より世界的な木材需要の高まりやコンテナ不足等による国際的な需給の逼迫により、木材の輸入量が減少し、輸入木材や国産材の製品価格の高騰(いわゆる「ウッドショック」)が続く中、ロシアによるウクライナ侵略をめぐる情勢から、ロシアが非友好国に対するチップ、丸太及び単板の輸出を禁止し、我が国もロシアに対する関税における最恵国待遇を撤回するなど、木材の需給や流通をめぐる先行きは一層不透明な状況となっている。

このような状況を踏まえ、R5当初予算では、「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策等」に103億円、「林業デジタル・イノベーション総合対策」に6億円、「森林・山村地域振興対策」に11億円、「森林整備事業」〈公共〉に1,252億円、「治山事業」〈公共〉に623億円等が計上されている。

(2) カーボンニュートラルの実現に資する法整備

カーボンニュートラルの実現に向け、令和3(2021)年、第204回国会において、森林の間伐等の実施の促進に関する計画に基づく間伐等に対する支援措置等の期限を令和12(2030)年度まで10年間延長するとともに、成長に優れた苗木の植栽を行う事業に関する認定制度を創設する「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」(令和3年法律第15号)が成立した(同年4月1日施行)。

また、同国会において、建築物における木材の利用の一層の促進を図るため、木材の利用を促進する主な対象を公共建築物から建築物一般に拡大するとともに、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する措置の拡充等を行う「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年法律第77号)が成立した(同年

10月1日施行)。なお、この改正により、法律の題名は「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改められた。

11 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

我が国の水産業は、国民の健康を支える水産物を供給する機能を有するとともに、水産加工業や高鮮度な水産物を国民に供給するために発達した流通業も含め、地域経済の発展に寄与している重要な産業である。しかし、水産資源の減少による漁業・養殖業生産量の長期的な減少傾向や漁業者の減少という課題に直面していることから、政府は、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就労構造の確立を図るため、「水産政策の改革⁶⁰」に取り組んできた。さらに、近年顕在化してきた海洋環境の変化、少子・高齢化や人口減少、SDGsやカーボンニュートラルの取組の広がり、デジタル化の進展等、自然環境や社会経済に変化が生じつつあるとされる。このような情勢変化を踏まえ、令和4(2022)年3月25日、「水産基本法」(平成13年法律第89号)に基づく新たな水産基本計画が閣議決定された。新たな水産基本計画のポイントは、以下のとおりである。

1) 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

水産政策の改革に基づく新たな水産資源管理の着実な実施を図るため、ロードマップに従い、資源調査・評価体制の整備を進めるとともに、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で、科学的知見に基づいて新たな資源管理を推進する。その際、地球温暖化等を要因とした海洋環境の変化が水産業へ及ぼす影響や原因を把握し、変化に応じた具体的な取組を進めていく。

2) 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

(ア) 漁船漁業の成長産業化

漁業現場に合わせたスマート水産技術の開発・現場実装を図るとともに、資源変動等の変化に適応した弾力性のある経営体の育成や漁船の脱炭素化等、漁船漁業の持続的な成長に向け、沿岸、沖合、遠洋漁業ごとの課題に対応した具体的な取組を進めていく。また、不足する漁業人材を確保するため、水産教育の充実と若者に魅力ある就業環境等を整備するとともに、外国人材の受入環境の整備を図っていく。

(イ) 養殖業の成長産業化

養殖戦略に基づく取組を着実に実施し、マーケットイン型養殖業の推進、ICT等を活用した生産性の向上、経営体の強化、輸出の拡大等、養殖業の成長産業化に向けた課題に対応した具体的な取組を進めていく。また、ICTを活用した生産管理、省人化・省力化のための機器導入等といった養殖業者による成長産業化への取組の更なる推進や、環境負荷の低減が可能な大規模沖合養殖の促進を図っていく。

3) 地域を支える漁村の活性化の推進

漁村の活性化を図るため、漁業実態に応じた漁港施設の再編整備を進めるとともに、拠点漁港等を核として、複数漁協間の広域合併や連携強化を進める。その際、海業などを行う漁協等の民間事業者との連携により、漁業以外の産業の取込みを推進する等、漁村地域の所得向上に対応した具体的な取組を進めていく。

(出所) 農林水産省「令和3年度水産白書」(2022.6.3) 10頁

⁶⁰ 平成30(2018)年に成立した「漁業法等の一部を改正する等の法律」(平成30年法律第95号)や「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」(令和2年9月策定)等に基づき、新たな資源管理システムの構築、生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し、海面利用制度の見直し等の取組が実施されている。

R 5 当初予算では、持続性のある水産業の成長産業化と漁村の活性化の実現を掲げ、新たな水産基本計画の3本の柱及び「食料安全保障の強化に向けた構造転換対策等」、「水産基盤の整備、漁港機能の再編・集約化と強靱化の推進」に必要な予算が計上されている。

R 5 当初予算（1,919 億円）に、R 4 二次補正予算（1,289 億円）を加えた水産予算総額は3,208 億円となっている⁶¹。

12 新型コロナウイルス感染症に伴う影響

令和2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、外食の売上げや農産物需要等、我が国の食料・農業・農村等にも様々な影響が生じる状況が続いている。

このような状況を踏まえ、農林水産省では、国産農林水産物の販売促進・消費拡大の支援、農林漁業者等の経営継続支援等を実施している。

II 第211回国会提出予定法律案等の概要

1 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の有効期限を5年間延長する。

2 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通を抑制するため、木材関連事業者が国内の素材生産販売者又は外国の木材輸出業者から木材等の譲受け等をする際に、当該木材等の原材料となる樹木が法令に違反して伐採されていないかについて確認をすることを義務付けるとともに、当該木材等の譲渡しをする際に、当該確認のために用いた情報を相手方へ伝達することを義務付ける等の措置を講ずる。

3 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案

近年の水産物の消費の減少等に対応して漁港の有効活用を通じた水産業の健全な発展及び水産物の安定供給を図るため、漁港施設として水産物の販売及び配送等の機能を担う施設を追加するとともに、長期的かつ計画的な漁港施設等の活用を図る事業の実施を推進する制度を創設し、漁業協同組合等が当該事業を行う場合は員外利用制限を適用しないこととする等の措置を講ずる。

4 遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

遊漁船業について、安全性の向上及び地域の水産業との調和の確保による適正な運営の推進を図るため、遊漁船業者の登録に関し有効期間の見直し及び欠格事由の厳格化、事故を引き起こしたときの報告の義務化、遊漁船の利用者の安全等に関する情報の公表の義務化等の措置を講ずる。

⁶¹ 令和4年度当初予算に令和3年度補正予算を加えた額は、3,201 億円。

(参考) 継続法律案等

- 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（金子恵美君外 4 名提出、第 208 回国会衆法第 44 号）

国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、行政執行法人の労働関係に関する法律を適用する。

- 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（金子恵美君外 4 名提出、第 208 回国会衆法第 45 号）

国有林野事業に従事する職員について行政執行法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定める。

内容についての問合せ先

農林水産調査室 千葉首席調査員（内線 68540）